

知ってますか？消費生活相談窓口

消費生活相談窓口では、皆さんが商品やサービスの契約のことでトラブルになったときに、自分で解決するためのアドバイスや、事業者との間に入って、当事者間の和解を目指すお手伝いをしています。

相談は無料です。相談内容によっては、関係機関や専門家を案内することもあります。

よくある消費生活トラブル事例をホームページや LINE でお知らせしています。（相談例：電話で料金が安くなると言われて、光回線を契約したのに前より高くなっていた）

消費生活に関する学習会も開いています。

15 分からお話会をすることができます。集まりの対象、内容、時間はご要望に応じて調整します。内子町にお住まいの方で、地域の団体やサークル、愛護班、自治会サロンや老人会などの集まりなどで、ご利用ください。



困ったときや相談したいときは
内子町消費生活相談窓口へ
☎ (0893) 44-5026

消費者ホットライン
188 (イヤヤ!!)